

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(九四〇・商工業振興課)	1
道路区域の変更(九四一・道路環境課)	1
道路区域の変更及び供用開始(九四二、九四三・道路環境課)	2
道路の供用開始(九四四、九四六・道路環境課)	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定(九四七・砂防課)	3
開発行為に関する工事の完了(九四八・秋田地域振興局建設部)	4
公告	4
県営土地改良事業計画の決定(仙北地域振興局農林部)	4

## 告 示

秋田県告示第九百四十号  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。  
 平成十五年十一月十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 届出事項の概要
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ刈和野店

仙北郡西仙北町刈和野字沼田十二 一外

(三) 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

マックスバリュ東北株式会社

ア 変更前 開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌日の午前零時

イ 変更後 二十四時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで

イ 変更後 二十四時間

(四) 変更する年月日

平成十五年十一月十日

(五) 変更する理由

消費者の利便性を考慮

二 届出年月日

平成十五年十一月六日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(一) 西仙北町役場 企画振興課

縦覧期間

平成十五年十一月十八日から平成十六年三月十八日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

意見書を述べる者の氏名及び住所

(一) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

意見を述べる理由

(二) 秋田県告示第九百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年十一月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道			比内大葛鹿角線			九・〇〇〇〇～四〇・〇〇〇	〇・二二〇
			比内大葛鹿角線			九・〇〇〇〇～三二・〇〇〇	〇・二二〇
			比内大葛鹿角線			九・〇〇〇〇～四〇・〇〇〇	〇・二二〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十五年十一月十八日から同年十二月一日まで
- (二) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十五年十一月十八日から同年十二月一日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十五年十一月十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第九百四十二号

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道			本荘西目線			一一・〇〇〇〇～二七・〇〇〇	〇・五六五
			本荘西目線			七・〇〇〇〇～二〇・〇〇〇	〇・五六五
			本荘西目線			一一・〇〇〇〇～二七・〇〇〇	〇・五六五

二 供用開始の期日 平成十五年十一月十八日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十五年十一月十八日から同年十二月一日まで
- (二) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十五年十一月十八日から同年十二月一日まで

秋田県告示第九百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十五年十一月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)

県 道		新	旧
		冬師西目線	冬師西目線
		〃	〃
		由利郡西目町沼田字新垣三〇九番地先から一四八番一地先まで	〇・〇〇〇一六・〇〇〇
		〃	〇・一四
		〃	〇・一四

- 二 供用開始の期日 平成十五年十一月十八日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (一) 場所 建設交通部道路環境課
  - (二) 期間 平成十五年十一月十八日から同年十二月一日まで

秋田県告示第九百四十四号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十五年十一月十八日

- 一 供用開始の区間 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	鷹巣川井堂川線	北秋田郡鷹巣町脇神字川戸沼内悪戸一七七番地先からからむし岱八九番一七まで

- 二 供用開始の期日 平成十五年十一月十九日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (一) 場所 建設交通部道路環境課
  - (二) 期間 平成十五年十一月十八日から同年十二月一日まで

秋田県告示第九百四十五号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十五年十一月十八日

- 一 供用開始の区間 秋田県知事 寺田典城

〇・〇〇〇一六・〇〇〇	〇・一四
一三・五〇〇二〇・〇〇〇	〇・一四

道路の種類	路線名	区 間
県 道	小出金浦線	由利郡仁賀保町中三地字十文字五番一から樋目野字中山二二九番一〇地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十五年十一月十九日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (一) 場所 建設交通部道路環境課
  - (二) 期間 平成十五年十一月十八日から同年十二月一日まで

秋田県告示第九百四十六号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十五年十一月十八日

- 一 供用開始の区間 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	小出金浦線	由利郡仁賀保町中三地字久和田三番一から一番まで

- 二 供用開始の期日 平成十五年十一月十九日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (一) 場所 建設交通部道路環境課
  - (二) 期間 平成十五年十一月十八日から同年十二月一日まで

- 秋田県告示第九百四十七号



排水対策特別事業)計画書の写し  
 二 縦覧期間 平成十五年十一月十九日から同年十二月十七日まで  
 三 縦覧場所 中仙町役場

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十五年十一月十日付け秋田県公報号外第一号掲載の監査委員公告(監査結果の公表一)

(印刷誤り)

後ろか

ら一か 県立大学本荘事務室

県立大学事務局

八 下

ら一か

県立大学事務局

九 上

ら一

県立大学事務局

平成十五年十月二十一日付け秋田県公報第千五百十五号掲載の秋田県告示第八百五十五号(保安林の指定解除)

(原稿誤り)

五

保安林の指定解除  
 森林法(昭和二十六年法律  
 第二百四十九号)の規定に  
 より、次の森林について保  
 安林の指定を解除する。

保安林の指定解除予定

森林法(昭和二十六年法律  
 第二百四十九号)第二十六  
 条の二第二項の規定によ  
 り、次の森林について保  
 安林の指定を解除する予  
 定であるので、同法第三  
 十条の二第一項の規定に  
 基づき、告示する。

一 上

一〇か

保安林の指定解除予定

一 下

ら一一

保安林の指定解除予定

保安林の指定解除予定  
 森林法(昭和二十六年法律  
 第二百四十九号)第二十六  
 条の二第二項の規定によ  
 り、次の森林について保  
 安林の指定を解除する予  
 定であるので、同法第三  
 十条の二第一項の規定に  
 基づき、告示する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄